

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 道路整備特別措置法の一部改正

一 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団による道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に関する規定を削除すること。

二 会社による高速道路の新設又は改築

1 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができるものとする。

（第三条第一項関係）

2 国土交通大臣は、次の要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、1の許可をすることができるものとする。

イ 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

ロ 申請に係る高速道路について機構が業務実施計画の認可を受けていること。

ハ 申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあっては、高速自動車国道の整備計画に適合するものであること。

二 料金の額及びその徴収期間が、八に定める基準に適合すること。
(第三条第五項関係)

三 会社の行う高速道路の維持、修繕等

会社は、二一の許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、工事完了の日の翌日から料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

(第四条関係)

四 供用の拒絶等

1 会社は、三により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路について、道路法に基づく通行の禁止又は制限のため、機構の要請に基づき必要な措置を講じなければならないものとする。

(第五条第一項関係)

2 会社は、1のほか、道路の破損等により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事

のためやむを得ないと認められる場合において、高速道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該高速道路の供用を拒絶することができるとすること。

(第五条第二項関係)

3 会社は、1、2のほか、次に掲げる場合を除き、高速道路の供用を拒絶してはならないものとする。

イ 当該供用の申込みが供用約款によらないものであるとき。

ロ 当該供用に関し通行者又は利用者から特別の負担を求められたとき。

ハ 当該供用により他の車両の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

ニ 当該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

(第五条第三項関係)

五 供用約款

会社は、二一の許可に基づき料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第六条関係)

六 機構による道路管理者の権限の代行

1 機構は、会社が二一の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は三により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わって、道路の区域の決定、道路の占用の許可、特殊な車両の通行の許可等、その権限のうち一部を行うものとする。

(第八条第一項関係)

2 機構は、一により高速道路の道路管理者に代わってその権限を行おうとする場合において、その一部については、あらかじめ、会社の意見を聴き、その権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならないものとする。

(第八条第四項関係)

3 一により機構が行う許可又は承認については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならないものとする。

(第八条第五項関係)

七 会社による道路管理者の権限の代行

会社は、二一の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は三により高速道路の維持

、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わって、附帯工事の施行、道路の占用に関する工事の施行等、その権限のうち一部を行うものとする。こと。（第九条第一項関係）

八 料金の額等の基準

1 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならないものとする。こと。

イ 会社が二一の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は三により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）にあつては、協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

ロ イ以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

ハ 会社管理高速道路（全国路線網又は地域路線網に属するものに限る。）又は指定都市高速道路にあつては、公正妥当なものであること。

二 八の高速道路以外の道路にあつては、当該道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないものであること。
(第二十三条第一項関係)

2 会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならず、当該満了の日は、会社の成立の日から起算して四十五年を超えてはならないものとする。
(第二十三条第三項関係)

九 料金徴収の対象等

会社、地方道路公社又は有料道路管理者は、料金の徴収を確実にを行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができ、この場合において、料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従つて、道路を通行しなければならないものとする。
(第二十四条第三項関係)

十 道路資産等の帰属

1 会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、2により機構に帰属する日前においては、会社に帰属するものとする。
(第五十一条第一項関係)

2 工事完了の日の翌日以後においては、1の道路資産は、機構に帰属するものとする。

(第五十一条第二項関係)

3 2にかかわらず、会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて道路資産帰属計画を定めるときは、当該計画に係る道路資産は、2により機構に帰属する日前においても、当該計画に従い機構に帰属するものとする。

(第五十一条第三項関係)

4 会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属するものとする。

(第五十一条第四項関係)

5 会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設等は、当該会社に帰属するものとする。

(第五十一条第五項関係)

十一 道路資産等の道路管理者への帰属

機構に帰属した道路資産等(料金の徴収施設等を除く。)は、料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者(道路管理者が国土交通大臣であるときは、国)に帰属するものとする。

(第五十二条関係)

十二 罰則に関する所要の規定を整備するものとする。 (第五十七条から第五十九条まで関係)

十三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 道路法の一部改正

一 自動車専用道路との連結の制限の緩和

1 自動車専用道路と連結することができる施設として、自動車専用道路の通行者の利便に供するため
の休憩所、給油所その他の施設等を追加するものとする。 (第四十八条の四関係)

2 1の施設の管理者は、これを自動車専用道路と連結させようとする場合等においては、あらかじめ
、道路管理者の許可等(以下「連結許可等」という。)を受けなければならないものとする。 (第四十八条の五関係)

3 連結許可等を受けて自動車専用道路と連結する1の施設等の管理者は、国土交通省令で定める基準
に従い、当該施設の維持管理をしなければならないものとする。 (第四十八条の六関係)

4 道路管理者は、1に掲げる施設等の自動車専用道路との連結につき、地方公共団体の条例(指定区
間内の国道にあつては、政令)で定める額の基準及び徴収方法に従い、連結料を徴収することができ

るものとする。

(第四十八条の七関係)

5 その他所要の改正を行うものとする。

二 罰則に関する所要の規定を整備するものとする。

(第九十九条から第一百六条まで関係)

第三 高速自動車国道法の一部改正

一 国土交通大臣が高速自動車国道の新設又は改築に関する整備計画を定め、変更しようとするときは、政令で定める事項について国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならないものとする。

(第五条関係)

二 高速自動車国道と連結することができる施設として、高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設等を追加するものとする。

(第十一条から第十一条の四まで関係)

三 罰則に関する所要の規定を整備するものとする。

(第二十六条から第三十一条まで関係)

第四 地方道路公社法の一部改正

一 地方道路公社の業務について、道路の管理を委託する者として日本道路公団等三公団を削り、会社を加えるものとする。

(第二十一条第二項関係)

二 地方道路公社の余裕金の運用の方法として、国土交通大臣の指定する有価証券、国土交通大臣の指定する金融機関への預金及びその他国土交通省令で定める方法を追加すること。

(第三十一条関係)

三 罰則に関する所要の規定を整備すること。(第四十三条から第四十五条まで関係)

第五 施行期日

この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日から施行するものとする。